

## 取組方針に基づく具体的な取組の内容を示す指標の設定について

### 1 趣旨

- (1) 取組方針に基づく具体的な取組の内容を示す指標を設定するとともに、その指標の好ましい方向性（増減傾向）を目標として設定する。
- (2) 設定した指標の必要性、県の施策や社会的価値との整合性についての検証および目標に係る進捗状況の確認を滋賀県契約審議会で行う。

### 2 内容

各施策担当課の実績まとめ等により確認する。

### 3 公表

県の取組の実施状況として、審議会および議会へ報告する。

.....

## ■取組方針 抜粋

### (P15) 条例を推進するための仕組み

#### 1 滋賀県契約審議会の設置

滋賀県契約審議会は、知事の附属機関として、取組方針の策定・変更または目標の設定ならびに県の契約に関する事項に関し調査審議を行うほか、県の契約に関する事項に関し、知事に意見を述べることをその役割としています。

審議会において、取組方針に掲げた取組の実施状況について検証を行い、その調査審議の結果をその後の取組に反映させるなど、PDCAサイクルを継続的に実施することで、取組の実効性を高めていくこととしています

#### 4 部局横断による推進体制の整備

基本理念にのっとり県の契約に関する取組を推進するため、庁内推進体制を整備し、部局等の相互の連携を図りながら、取組方針に掲げた取組の実施状況について検証や全庁的な取組の企画、推進および総合調整等に取り組みます。